改正後	改正前
国空乗第491号　平成19年2月7日（制定） 国空安政第1968号　令和7年12月1日（最終改正）	国空乗第491号　平成19年2月7日（制定） 国空航第3037号　令和4年3月29日（最終改正）
運航管理者養成施設指定申請・審査要領	運航管理者養成施設指定申請・審査要領
国土交通省航空局安全部安全政策課長	国土交通省航空局安全部安全政策課長
第１部　（略）	第１部　（略）
第２部　指定の基準	第２部　指定の基準
１．総論	１．総論
(1)～(4)　（略）	(1)～(4)　（略）
(5) 教育施設の要件（第６号）	(5) 教育施設の要件（第６号）
①　学科の教育を行うために必要な建物その他の施設（イ） 以下の基準に適合するものであること。	①　学科の教育を行うために必要な建物その他の施設（イ） 以下の基準に適合するものであること。
1)　施設が所有する教室等	1)　施設が所有する教室等
ア．～カ．　（略）	ア．～カ．　（略）
キ．黒板又はそれと同様のもの（ディスプレイ、プロジェクター、ホワイトボード、タブレット端末等）を備えていること。	キ．１．５㎡以上の面積を有する黒板又はそれと同様のものを備えていること。
ク．　（略）	ク．　（略）
2)　（略）	2)　（略）
(6)・(7)　（略）	(6)・(7)　（略）
第３部　教育規程の記載要領	第３部　教育規程の記載要領
１．　（略）	１．　（略）
２．記載事項	２．記載事項
(1)～(7)　（略）	(1)～(7)　（略）
(8) 教育の内容及び方法	(8) 教育の内容及び方法
①～⑤	①～⑤
⑥　教育の中止 次に該当する訓練生については、指定養成施設における教育を中止しなければならない旨明記されていること。	⑥　教育の中止 次に該当する訓練生については、指定養成施設における教育を中止しなければならない旨明記されていること。
1)～3)　（略）	1)～3)　（略）
4)　技能審査を２回（２．(9) ①　6）に掲げられたただし書を適用する場合には、３回）受審してこれに合格しなかったとき。	4)　技能審査を２回受審してこれに合格しなかったとき。
5)　（略）	5)　（略）
⑦～⑧　（略）	⑦～⑧　（略）
(9)　技能審査の方法	(9)　技能審査の方法
①　次の事項について明記されていること。	①　次の事項について明記されていること。
1)～5)　（略）	1)～5)　（略）
6)　再審査を行う場合の方法及び基準	6)　再審査を行う場合の方法及び基準

改正後	改正前
技能審査を不合格になった者については、必要に応じて再審査のための教育を実施し、原則として１回を限度として再審査を行うことができる。ただし、最初の技能審査に不合格となった日から６０日以内であって、かつ、不合格になる毎に再審査のための教育を実施した場合に限り、２回を限度として再審査を行うことができる。その再審査において審査科目を省略する場合はその旨の記載を行うこと。	技能審査を不合格になった者については、必要に応じて再審査のための教育を実施し、１回を限度として再審査を行うことができる。その再審査において審査科目を省略する場合はその旨の記載を行うこと。
第４部　（略）	第４部　（略）
別表　（略）	別表　（略）
第１号様式～第６号様式　（略）	第１号様式～第６号様式　（略）
附則（令和７年１２月１日付け国空安政第１９６８号） １．施行期日 この要領は、令和７年１２月１日から施行する。	